

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月ごろから 40 年 6 月ごろまで
私は、申立期間において、A市B町のC社に勤務した。厚生年金保険料の控除及び健康保険被保険者証の交付に係る記憶は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人はC社で勤務していたと推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無いところ、前述の同僚は、「C社は、義兄が有限会社として設立し、その後、株式会社に変更した。義兄は既に亡くなった。申立期間当時の代表者、経理担当者及び事務員については氏名を覚えていない。私は、昭和 33 年 5 月ごろ入社し、41 年 10 月に退社したが、その時点で会社は休業状態で、その後廃業した。廃業手続は私が行った。」と供述しており、当該事業所の所在地を管轄する法務局へ照会したが、商業登記も確認できないことから当時の役員を特定することはできず、申立内容について確認できる供述を得ることはできない。

また、前述の同僚は、「私も、C社で勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いが、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、当該同僚の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、適用事業所名簿において、申立事業所と名称が類似するD社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び前述の同僚を含む複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、整理番号に欠番も認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 4 日から 49 年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が抜けていることに気付いた。
私は、当該事業所にアルバイトとして入社し、その後正社員となって厚生年金保険にも加入した。申立期間においても継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において被保険者記録が確認できる同僚のうち3人が、申立人は申立期間においても同社に継続して勤務していた旨の供述をしており、申立人は、申立期間中に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる従業員及び申立期間中に被保険者資格を喪失したことが確認できる従業員の氏名等について具体的に供述していることなどから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時から当該事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士が保管する、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失通知書及び資格取得通知書において、昭和 48 年 3 月 4 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、49 年 5 月 1 日に再度資格取得していることが確認できるところ、当該記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できるとともに、48 年 3 月 4 日付けの資格喪失に係る当該資格喪失通知書の備考欄

に、喪失理由が「退職」と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録を確認したところ、申立人は当該事業所を昭和48年3月3日に離職し、49年5月1日に再度被保険者資格を取得しており、前述の被保険者原票及びオンライン記録と符合していることが確認できる。

さらに、前述の社会保険労務士は、「当時は、先代の事業主が事務を行っており、経理は従業員が行っていた。二人の事務の取扱いはきちんとしていたので、当時、何があったか分からないが、申立人について、資格喪失届を提出しているにもかかわらず、給与から資格喪失月以降の厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と供述している。

加えて、申立人を記憶する前述の同僚はいずれも、申立期間とその前後の期間において、申立人の勤務形態に変更があったか否かは分からないと供述している上、申立人が同僚として名前を挙げた現在の事業主は、「当時の事業主及び経理担当者は既に死亡し、申立期間当時の書類が保存されていない。私は、当時は従業員の採用や給与の支払には携わっていなかった。また、申立人の名前は覚えているが、申立人の申立期間前後及び申立期間における勤務形態については分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間において、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を継続して控除していたことを推認することができない。

また、申立人は厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶が無い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。